

令和7年6月3日（火）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	隅内 和男	第2番	松本 信明
第3番	鶴見 典明	第4番	田崎 幸夫
第5番	上村 康幸	第6番	篠塚 啓一
第7番	志鳥 勝則	第8番	海老原友子
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村 稔	第12番	稲見 敏夫
第13番	小川 公威	第14番	稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	隅内 和男	第2番	松本 信明
第3番	鶴見 典明	第4番	田崎 幸夫
第5番	上村 康幸	第6番	篠塚 啓一
第7番	志鳥 勝則	第8番	海老原友子
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村 稔	第12番	稲見 敏夫
第13番	小川 公威	第14番	稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 山崎 圭美
書記（主事） 石川 雄大

5. 執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	増渕 忍	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	鈴木 伸司	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

○議長【稲川 洋君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 許しを得たので、質問をしたいと思います。

私は、14年間、いきいきプラザの指定管理について質問をしてまいりました。14年間で何一つ変わりません。私も今回、また同じ質問をさせていただきます。

まず一つ目に、いきいきプラザの運営状況について、三つほどお尋ねいたします。

一つ、現在の利用料収入及び自主事業の収入についてお伺いしたいと思います。

二つ目、現在、修理費について、行政が支払う修繕費及び管理者が支払う修繕費についてお聞きいたします。

3番目に、プラザ内のメンテナンス、植栽、管理の仕様はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。

どうしてこのようなことを質問してるかというと、指定管理というものに問題があるんじゃないかというのが私の持論でありますし、他の行政も、この指定管理のことを見直すべきだということがたくさん言われています。それで、私の町もそのことについてお尋ねをするんですが、何一つ要領の得た回答がありません。そこでお聞きしますが、現在の使用料及び自主事業の収入についてお尋ねしますが、現在の使用料収入はいかほどあるのか。その決算は正しいのかどうか、どのように判断しているのかをお聞きします。どうぞ、きちとしたお答えをいただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザの収支決算報告書における収入額につきましては、指定管理事業の利用料収入と自主事業の収入総額の合計が、令和5年度は1億5,588万7,057円となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。

修繕費につきましては、30万円未満の修繕費と、計画修繕及び緊急修繕に関する仕様書の実施に係る費用については、指定管理業務に要する経費であるため指定管理者が支出いたします。その上で、仕様書の計画修繕ではなく、緊急修繕にも該当しない、施設や設備等の更新に当たるような修繕につきましては、町が予算を計上し支出するものがございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

プラザ内のメンテナンス及び植栽、管理につきましては、上三川いきいきプラザ指定管理業務に関する仕様書と、その別添である、上三川いきいきプラザ多目的広場の維持管理に関する仕様書に基づき実施しております。指定管理業務に要する経費は、指定管理料の2億3,467万4,000円及び利用料金収入の中で、指定管理者の判断により管理運営を行うものでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 再質問をしたいと思います。私自身も、施設利用は、毎日通ってるんで、ある程度のことは知ってると思っておりました。そこで私は、入浴中に、コロナで時間が短縮したのに、コロナも落ち着いたことだし、私は元に戻ってるんじゃないかというふうに思っていました。ところが、利用者から、「料金は上げる、営業時間は短くする。それじゃあ、何のために町民のためにつくったものだから分からなくなるんじゃないか」という質問がありましたが、どうしてこのような料金を、物価高だから仕方ないということで、納得して入ってるんですが、私自身も、ところが、コロナ前と同じように短縮したまんまやってることを知らなかったんですね。利用者から、「なぜ元に戻して、料金高くなったのに営業ができないのか」ということを言われて、初めて知ったというところなんですが、その辺は、町長、どのように考えて、この施策を認めたんでしょうか。聞かせてください。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

開館時間の短縮でございますが、こちらにつきましては、収支改善のための取組みといたしまして、令和6年3月にですね、指定管理者から承認申請がございましたので、施設の安定的な運営を継続する目的で町が承認いたしました。

一方、料金の改定、こちらにつきましては、昨年の令和6年の12月の議会のほうで条例改正を上げさせていただきましたけれども、近年の原材料、またエネルギー価格の高騰によりまして、経費が増加しておりましたので、その分を使用料に適切に転嫁するという考えから、使用料の改定を実施したものでございます。そちらにつきましては、令和7年の4月1日から改定という形で実施しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、短くした理由というのは、何が理由だったんでしょうか。それと、元に戻せないというのはどういう理由か、ちょっともう一度お聞かせください。本当は町長に聞きたいんですがね、私は。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 開館時間の短縮につきましては、実際、新型コロナウイルスの感染症、それに伴いまして、利用者数が著しく減少している状況でございました。それに伴いまして、いきいきプラザの施設管理のほう、運営が、やはり利用者が少なくなったということで、収支のほう、なかなか、改善に向けた改革が必要だということでお話ございました。それについて、施設管理者のほうも様々な経営努力を行いましたけれども、なかなか改善が難しいということで、施設管理者のほうで開館時間、利用者数が少ないという時間帯につきましては、開館時間を短くして設定したものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、今の説明をすると、利用者が少ないから短くしたと。私は、コロナで感染するから時間を短縮して休むんだというふうに聞いておりましたが、それも落ち着いてちゃんとなったのに利用者数が少ないというのは、私には少し解せないんですが、料金は上げました、時間は短縮したままだというんじゃ、利用者の利便性というのはどのように考えてるんでしょうかね。お答え願えますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

確かにコロナウイルスのほう、令和5年にですね、5類に移行されたということで、大分落ち着いてはきておりますが、利用者数も徐々にではありますが増えてはきてございます。しかしながらですね、先ほども使用料のほうも話をいたしましたけれども、原材料、エネルギー等、あるいは、あとは人件費ですね、そういったものの経費のほうも頂戴してございます。施設が安定的に継続した運営ができることこそが、そういった町民サービスについては適切であろうということで考えてございますので、現在のところは、開館時間の短縮については、現状のまま、また、使用料については、今年の4月1日に、価格の増加分を使用料に適切に転嫁したという条例改正に基づいて、使用料のほうは頂戴させていただいてるという形になっております。使用料につきましては、昨年、条例改正いたしまして、その使用料の範囲内において、指定管理者のほうの利用料金を徴収するという形になってございますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、利用料、利用料って言ってるんですが、これ、町から指定管理料としてですね、営業に必要なお金が2億何千万円って出てるんですが、なぜ、それが利用料金を上げたり、短くしたりすることと何の関係があるんでしょうかね。お客さんが来ようが、来まいが、2億何千万円というお金を町から指定管理料として払ってあるんです。払ってあるのに、その時間帯をずらすの伸ばすというのは、最初の契約のときからその時間帯って決まってるんじゃないでしょうか。それがどうして途中でそういうふうになっちゃったり、料金がどうのこうのということになるんでしょうかね。指定管理料というのは、もうそれだけのものをやっていくのにかかる費用は出てるはずで、町から。利用してる人のお金は利用してる人から頂いてます。利用してるお金が幾らあるかも分からないのに、どう

してそれが高くする原因になるんですかというところが私には分からないんです。指定管理料がなければそれはあり得るだろうと思うんですよ。しかし、指定管理料っていうのは、お客さんが来ようが来まいが、電気代、ガス代、何でも町が負担してるんです。それがなぜ高くなる理由になるんですか。もう1回答えてください。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたけれども、原材料、またエネルギー価格の上昇、そしてまた人件費の高騰というか、そういったものもございますんで、そちらにつきまして、使用料のほうにその上昇分をですね、適切に転嫁したという形で使用料のほうは改正させていただきましたので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何を御理解するんだか、分からないんですが。いいですか、指定管理料のお金で、原価が上がろうがなかろうが、それで運営するために指定管理料って払ってるんです。分かりますか。それで、入ったお客さんからなぜ高くお金を取って時間を短くするかと聞いているんですよ。あなたは、材料が上がったから、お客さんから高く取るんだ、短くするんだというのは、当てはまらないんじゃないですか。じゃあ、指定管理料というのはどこに使われるお金だか、明確に答えなさいよ。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

指定管理料につきましては、施設の運営に必要な経費という形でございますので、施設を運営する上で必要な経費を施設管理費から支出しているものと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 だから、指定管理料で賄えるものを、利用者からお金を取るのはい理不尽じゃないかという質問をしてるんですね。

それからもう一つ、いきいきプラザだけが、栃木県の近辺、近隣の公共設備から、障がい者の料金を取り立てるのはいきいきプラザだけです。いいですか。障がい者が入るのに、障がい者からお金を取ります。付添いの方は、お金はただです。それも1人まで。これを県がやってるか、隣の下野市、どこの公共物も、障がい者はただで使ってくださいと。どうぞ自由にというのが、なぜ、うちのいきいきプラザだけはお金を取るのか。その理由は何でしょうか。お答えくれますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザにつきましては、現在、障がい者の方につきましては、一般の方と同様に利用する方につきましては、運営経費の一部を御負担していただくという形で、無料には現在してございません。ですけれども、65歳以上の高齢者の方と同様にですね、利用しやすいような料金設定をしているところでございます。その上で、例えばプールを利用する際には、介助のために付添いが必要となる

といった、一般の方から上乗せで負担が生じる部分については、配慮を実施しているところでございます。

また、先ほど議員のほうからですね、上三川以外は全て障がい者の方は無料だという御発言がございましたが、確かに宇都宮市の茂原健康交流センターでは、障がい者御本人さんと介助者の方については無料としているというのは聞いてございます。ですが、下野市のゆうゆう館であったり、ふれあい館につきましては、いきいきプラザと同様にですね、御本人さんは有料という形で、本人は有料で介助者は無料としているところでございますので、料金設定につきましては、各自治体の判断によるものと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 宇都宮市もただなんですよ。障がい者が入るぐらい、そんなに金銭を取り上げてどうすんですか。そうじゃないんですか、町長。障がい者ですよ。体に負担を持ってるんです。それが元気でいたいと言っているのに、半額でも取るという、何ていうかな、人はどうでもいいんだと。うちは利益中心なんだという企業ではしょうがないだろうと言うんです。それが営業に差し障るほど障がい者が来るんじゃ、これは大変ですよ。1日1人か2人、多くたって3人と来ないのに、その人からお金を取って、何が優越感に浸るんですか。そんなものはただにしてやるべきだと私は思いますよ。

宇都宮の総合グラウンドもただだというふうに聞いてます。ですから、そういう障がい者が元気で暮らせるようにって言って、いきいきプラザは前の猪瀬町長が造ったように私は記憶してるんですが、利益優先の設備に成り下がってるんじゃないでしょうか。

そこで私は、指定管理者が他の行政でも問題になってることは、皆さんも御承知ですよ。これが問題視されてるところもありますよね。なぜそういうふうになるかというところでですね、指定管理料はですね、10年間で50%も上がったんですよ。それで指定管理者を、他の自治体の指定管理のところへ行って、ちょっと聞きましたら、15年で30%ぐらいが、ちょっと多いと思いますが、仕方ないんじゃないでしょうか。公募時の条件に、自主事業に対して、利益に対して行政も返還を提案したらいいんじゃないですかというアドバイスも受けました。そうすると、これだけいきいきプラザはとてつもない量の自主事業をしてますので、そのうちの利益の半分を町は返還していただいて、町も行政はお金がなくて大変なんですから、それで修繕費に充てるとか、植栽の費用に充てるとかっていうことが考えられるんじゃないでしょうか。

それでもう一つは、設備が15年たってくると、もう壊れて当たり前の時代だそうです。あるメーカーは、作った部品は15年で作らなくなるんだそうです。大手メーカーの話でした。そうすると、うちも15年たちましたから、新しい機械を入れるというときに部品がないんだということになれば、膨大なお金が設備投資にかかるんじゃないかと思うんですね。ですから、指定管理者と町長とが、町長がじかに話してるかどうか、私は知りませんが、2人で値段を決めたり収入を決めたりすることは、幾らか問題視してもいいんじゃないかと。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君に申し上げます。2人で値段を決めるというのは具体的にどういうことなんですか。

○9番【勝山修輔君】 決める人がいないんです、法律上。町長と指定管理者となってるんです。

○議長【稲川 洋君】 それは役職上、仕方のないことではないですか。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、聞きますが、運営委員会ってのがあつたそうなんです、いきいきプラザに。その運営委員会を通していろんなことを決めればですね、人にですね、疑問視されるようなこともないだろうし、そこが決めたことなら、一般の人もあるし、議員も入ってるし、議長も入ってるはずですから、よく分かると思うんですね。そうやって決めることが理想的じゃないかという話を今してるんです。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長にお尋ねしますが、多分いきいきプラザ運営委員会のことを言っておられるんだと思いますが、そういったところで指定管理者の検討とか、そういったものはされますよね。答弁してください。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議長の御質問でございますが、運営委員会におきまして、そういった指定管理者の指定管理業務について、その運営については、町のほうで報告を行いまして、それに基づいて適切に運営委員会のほうで協議等を行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君に申し上げます。ただ今の答弁のように、委員会を通じて、料金とかそういったもろもろを決めているということですよ。そうすると、勝山議員が先ほどお話しになったように、2人で決めてるっていうのは当てはまらないんですが、それについて、それを基に質問をしてください。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、運営委員会には、総務文教の委員長と副委員長も入ってますが、そこでそういう論議があつたかどうか、議長、もう一度、聞いてやってくれますか。今、総務課長に議長が聞いたんですから。

○議長【稲川 洋君】 総務課長には聞いてませんよ。

○9番【勝山修輔君】 健康福祉課に聞いたんですが、それに入ってる議員にもそういうことがあつたかないか、聞いていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 何をですか。

○9番【勝山修輔君】 今のように運営委員会で全て決めてるということがあつたかないかで結構です。

○議長【稲川 洋君】 それだけでいいんですね。

○9番【勝山修輔君】 どういうことを決めてるか、聞いてみてください。議長の権限でそれは聞いたことですから。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長に申し上げます。そのメンバーについて、大まかなところで結構ですから、それについて答弁してください。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議長の御質問についてお答えいたします。

運営委員会のメンバーということで御質問……。

○議長【稲川 洋君】 役職名でお願いします。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 役職名でよろしいでしょうか。役職名につきましては、メンバーとしましては、議長、あとは産業厚生の常任委員会正副委員長、子ども家庭課課長、健康づくり推進協議

会代表、小中学校長会代表、自治会長連協代表、町シニアクラブ代表、女性団体連絡協議会代表、主任児童委員代表、町社協代表、あと公募委員の方4人で構成されている委員会となっております。運営委員会におきましては、直近ですと、条例改正につきまして御審議いただいているところでございます。以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げます。今の答弁が運営委員のメンバー構成です。勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そのメンバーはここにもいらっしゃいますが、この議場にもいるんですが、値段を上げ下げのことを論議したことがあるかどうか、聞いていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますけど、この場では、そういったものを聞く立場にありませんので、ここはあくまでも一般質問の場ですから。

○9番【勝山修輔君】 私、一般質問してるつもりですけど。

○議長【稲川 洋君】 そうですよ。ですから、それについての質問、答弁だけは認めます。

○9番【勝山修輔君】 一般質問のときに、今、課長に。

○議長【稲川 洋君】 それは、勝山議員が誤解をされてるようなところが目についたものですから、それについて正そうと思って。

○9番【勝山修輔君】 目についたんですか。そうですか。ごめんなさい。目につくような男で。すいませんね、目につくようなので。

○議長【稲川 洋君】 以後気をつけてください。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、もう一つ聞きますが、今、15年もたってますんで、指定管理者を取り替えるなんてことは不可能に近いと思います。ですから、それを野放しにするようなことのないように、税金で指定管理料を払ってるはずですよ。そうすると、指定管理料を払ってるのは税ですから、その利益がどのくらいあったのかというのを聞く理由は、行政にはあるし、議員にもあると思ってます。そうすると、その利益がいつまでたっても出てこないということで、私はこういうふうに質問をしてるつもりです。じゃあ、公認会計士を入れて、水泳振興会の全部の計算じゃなく、1個の指定管理の業者としてですね、上三川いきいきプラザの決算をしてみたらいかがですか。そうすれば、幾らの利益があって幾らになったと。どこから税金が入ってるんだかというのは、私が税務課長に聞いたときは、全部をならした割合で頂いてるんだということで、額は私は聞けませんが、それでは、私たちの町でやってる税金が全部の計算の中に入ってしまったんじゃあ、一つのうちの町がどんだけのものになってるか分からないんじゃないでしょうかね。

私は、この質問をもう二度としないというなら、公認会計士を入れて、いきいきプラザ独自の決算をしてくれば、私は、もうけがあろうとなかろうと、そんなことは論議するつもりはないんです。そうすれば、あからさまに税をきちっと使つてると。自主事業でメンテナンスに金がかかるんだから、これだけのものは、じゃあ町へ返してくださいとかという話が、町としてもできるんじゃないかと私は思うんです。私ももう15年間、これ、同じことをやってんですよ。やりたくないんで、なぜ公認会計士を入れて、きちっとした会計をしようというふうに行政はしないんですか。強いて言うなら、町長にお聞きしたいんですが、どうしてきちっとした会計を出さないんですか。税ですよ、これ、全て。どこかの

人みたいに税金で給料もらって違うところで税金払ってんじゃないんですよ。私たちだってここで働いて議員報酬をもらった。税金はこの町に払ってるんです。ですから、うちの町の税金でやってるんだから、きちっと計算をして、これだけ利益があったんだと。すみませんが、半分だけは植栽に金かかるんで、修理代にかかるんで、くださいと、なぜ堂々と言わないんですか。それさえあれば、私はここで質問しないんですよ。だから、そちらにいる議長さんにね、また、それはやめろとかっていう、それは、俗語で言う、こっち側の話でいう癒着につながることなんだからやめたほうがいいんじゃないかという私の気持ちなんですね。だから、こういうことを何遍もやってること自体が私はおかしいと思ってます。

先日も、植栽のことで、町民の方が、「おい、議員、桜の木、切ってんだ。」って。「そんなばかなことないじゃない。あと1週間もすれば桜が咲くのに。」、「うそじゃないよ。行ってみなよ。」というんで、私、行きました。桜を全部切ってました。切ってる業者に「何で桜もうすぐ咲くのに切るの」って言ったら、「いや、指示ですから」と言うんですね。指示だって、これ、何でそうなったのということ……。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げますが、今の植栽の質問については、3番目の質問に移ったとみなしてよろしいわけですね。

○9番【勝山修輔君】 結構ですよ。何番でも一緒ですから。

そうすると、その植栽のことで、目に当たるんだという苦情が来たというんですね。しだれ桜が目にと当たった。「小さい子かな」と聞いたら「いや、言えません」ということでした。あと1週間で桜咲くのに、いくらでも切っちゃったら、「ソメイヨシノにはしだれ桜はなんないよ」と言ったんです、私。しだれてるからしだれ桜なんで。いくら切って縦にしてもソメイヨシノにはならないよ。昔のことわざで「桜切るばか、梅切るめづる」ということわざがあるそうです。私も何だか分からなかったんで調べてみました。梅は切らないと実がならないそうです。桜は切ると全部5年か6年で枯れるそうです。そうすると、桜の木がないほうがいいのかというふうに私は思ったんですね。そうすると植栽のお金がかからないでしょう。植栽のお金がかからないということは、町から出してる指定管理料が浮くということになるわけですね。そんな卑劣なことまでして木を切るのかと。それで今、3本、木が枯れてます。もう4年目になります。どうして切らないのか。そのうち、これ、子供がぶつかって倒れたときにけがしたり、死ぬようなことはないだろうけど、という話をしました。何にも答えがありません。

町長に一つ聞きますが、うちの町にいろんなところにいろんな公園やそういうものがあるんですが、一度でも行って見てきて、随分枯れてるなとか、枯れてないなとかっていうことがお分かりになってますかね。何も枯れた木を残しといて、見てくれがいいわけじゃないでしょう。

それから、私、いつもそういう植栽をやるときに、年度末にかかって植栽を切らないとお金にならないからといって業者が切っちゃうんだという話も聞きました。花は咲いたほうがいいですよ。せめてこのぎすぎすした上三川町にきれいな花が咲くことはいいんじゃないでしょうか。その木の始末もお金がかかるんだということなんですね。だからしないという結論になるんですね。そうすると、施設をつくったのは税金ですよ。機械や植栽だとか管理についてで3番目に言ってますが、いきいきプラザに太陽光の街灯が4基ついてます。できてから3年目で切れてます。10年間ついていません。そうすると、部品もないんですから使えないということですよ。それで先日、私が、私の後ろにいる議員も体操す

るんで、暗いときに行って体操するんですが、電気一つつかない、真っ暗いところでやってるわけです。電気一つつけてくれないかということでお願いしたんですが、その電気もつけていただけませんでした。それは経費がかかるからだということなら、それも致し方ないんです。

じゃあ、ついてる太陽光でお金のかからないものが、なぜつけないでそのままほっとくんですかということになるんですね。これはメンテナンスということじゃないでしょうか。この指定管理者は、メンテナンスで金のかかることはしない。町が払うようにお金を大きくしたら、町から修理代を取る。典型的には、これは利益追求の会社じゃないかというふうに思われませんか。30万円もしてつけた電気が、3年、4年で切れて、10年近くならなくて、これがメンテナンスと言えますか。ものはつくれば壊れるのは当然だと思いますよ。壊れないようにすることがメンテナンスだというふうに私は理解するんですが、間違ってたらお教え願えますか。これは町長が一番よく知ってんだと思いますよ。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 メンテナンスについてでございますけども、当然、町のほうも、指定管理者の報告の下に、きちんと管理をしているものと思います。桜の木がいつ枯れたとか、今、勝山議員がおっしゃってました、電気がいつ切れたとか、詳細は、私は承知はしておりませんが、しかし、利用者の町民の方に迷惑がかからないように、これからもメンテナンスを続けていくように指導していきたいと思っています。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 指導してくれるのが一番です。上三川町の一番えらい町長ですから。それを下まで徹底することが必要なんじゃないでしょうかね。電気がつかない機械をずっといまだに置いて、それを気がつかない職員もどうかと思うんですが、報告しないということが一番のいけない部分じゃないでしょうか。町の施設ですから、町のものですから、町の税金でつくったものですから。ここにいるみんなが払った税金でつくってるんです。それが使えなくなったことは立派なことじゃないでしょう。だから上三川町の職員は、ただ通ってるだけで気がつかないのか、気がついてもしゃないのか。それじゃ行政マンとしては失格じゃないでしょうかね。

今日ここでは言いたかった、この辺まで出てるんですが、また議長に「この答弁書にないよ」と言われて、またかっとなってもしょうがないんで、質問は取りやめますが、不祥事というのは、あなた方一人一人がしっかりしていないから不祥事が起きるんです。このメンテナンスでもそうです。知ってることは知ってるよと言って、上司にちゃんと報告することだし、課長という、ここにいる役職をしている人たちは、聞く耳を持つべきですよ。そうでしょう。それを聞いてないから、どこかの副町長が来てから不祥事が多過ぎるって私が言うんですよ。それが、その人たちが……。

○議長【稲川 洋君】 勝山議員に申し上げます。通告以外の質問はやめてください。

○9番【勝山修輔君】 はい。

メンテナンスというのはそういうことだと思うんです。だから、私たちが一生懸命つくってくれた方に「ありがとう」と言えるように、料金設定でも疑問を抱かれないようにやっぱりすべきじゃないかというふうにして、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・篠塚啓一君の発言を許します。6番、篠塚啓一君。

(6番 篠塚啓一君 登壇)

○6番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

前回の3月議会でも同僚議員が質問しておりましたし、僕自身も遡ってみたところ、3年前の6月議会でも質問をしておりましたが、再度改めてお伺いさせていただきたいと思います。現在、中学生を対象として英検の受験料の助成を行っておりますが、その対象を拡大する考えはないのかということについて、もう一度改めてお伺いさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増渕 忍君 登壇)

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたします。

現在、町では、中学生の英語力と英語に対する学習意欲を向上させるため、英語検定の補助を行っており、昨年度からは、英語力向上事業として、中学3年生においては、英語検定料の全額免除を行っております。

国では、教育振興基本計画において、令和9年度までに中学校卒業段階で英語検定3級相当以上の達成率を60%とする指標が示されております。本町では、令和6年度の達成率は約45%であることから、まずは国の指標に近づけるよう、町教育委員会が所管する中学校においての学力向上を目指した支援等を中心に組み込んでまいりたいと考えており、現在のところ、対象を拡大する考えはございません。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、再質問に入らせていただきます。

平成30年の9月の議会での一般質問において、中学生を対象に英検の助成というのを行ってみてはどうかという質問をさせてもらって、その後、平成31年からそういったものが始まったのかなとは思いますが、そろそろ対象の、例えば小学生とか高校生にまで広げてもいいんじゃないかというものがある、3年前に一度質問させていただき、更にまた3年たって、前回ちょっと同僚の議員の方も質問したので、改めてこうやって質問させていただいてるんですけど、中学生にフォーカスしてるというか、主眼を置いてるというのは、今の答弁でよく分かったんですけど、1点、交付要綱にも載っている、答弁にもあった、上三川町英語力向上事業、これについて一つお聞きしたいんですけど、中学3年生を対象に1度無料というお話だったんですけど、中学生に聞くと、5月というか、1回目だけが全額の対象になるというふうに聞いてるんですけど、それって間違いはないですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

昨年度から始まって、昨年度は、1回目と2回目と2回実施したところでございます。そのときですね、学校のほうから出た御意見として、放課後、テストを受験するに当たって、学校は授業時間を短縮したりして、ちょっと放課後の時間を長めにつくって受験の時間をつくっているようなことがありまして、受験数も多くなってきて、教室数もたくさん使うようになって、教員も今まで英語の教員だけでやっていたのが、他の教員も出るようになって、ちょっと学校の負担が大きいということで、今年度につきましては、今年度から1回のみということにさせていただいてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 学校を準会場にしてることなのかなと思うんですけど、学校を準会場にして受けた場合と、それから例えば近隣の塾とか、会場とかで受けた場合というのが、例えば受験料が違うとか、何か理由があって、別に学校で受けなきゃいけないとか、そういったのがあつての1回というか、学校でやるときだけを無料にするという合理的な理由というか、何かあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 合理的な理由、確かに準会場でやったほうが受験料は安いというのがあるかとございます。またですね、教育委員会の事業としてやってるものなので、なるべく皆さん簡単に受けてもらうのに学校というのを設定してますので、そちらで受けていただければということで学校で受けた場合ということにさせていただきます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それが1回目の試験だけというふうに限定されちゃってところが、ちょっとどうなのかなというところなので、別に学校での会場での試験だけに限らず、中3だけを対象に、せめて2回目、3回目であっても無料にするとか、そういったところもちょっと考えていただけないかなというのがまず第1点。

次に、前回にも同じように聞かせていただけてますけど、大学入試に受験資格であつたりというか、出願の資格、あとは特点に換算されたりとか、あとは判定の優遇があつたりとか、それは高校生に限ってというか、2級以上とか準2級という場合もありますけれど、そういったところ、お話しさせていただいたかと思うんですね。3年前が、そういった、例えば受験資格というか出願資格であつたり、あとは加点の対象であつたりといった大学が424であつたのに対して、3年後の今は800に増えてるそうです。まずそこが一つ引っかかるところで、中学生でも、例えば準2級とか、2級とか合格されてる生徒さんがいるかとは思いますが、その資格がそのまま受験資格、大学の出願の資格になるかというと、それはならないというのは御存じかと思うんですね。受けてから2年間しか出願資格にはならないわけで、ここで教育長に質問なんですけれど、僕とは同級生ということで、中学3年生のとき、英検あつたと思うんですけど、その当時の受験料って覚えてますか。3年前にも僕、前の教育長にも聞いてますけど。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 大変申し訳ないんですが、私のほうは把握をしておりません。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それは前回の方も把握してなかったもので、取りあえず、今、お伝えしますと、1級が3,900円、2級は2,800円、3級が1,700円、4級は900円でした、僕らの頃は。今は、今年になると、1級は1万2,500円、2級は9,100円、3級は6,900円、4級が4,700円です。4級に至っては5倍以上。例えば、僕が高校生を対象にしたいのは2級とかなので、2級を見ると3.25倍です。でも、それに対して年収、そういったもので見ると、平均年収は、1980年の当時は294万8,000円です。去年、2024年が、平均年収が426万円。受験料は3.25倍になってますけど、年収は1.44倍です。そういったところから考えても、家計に対する費用負担というのが大きいというのは分かってもらえるかなと思うんですね。そういったところを考えると、もう一度改めて考えてもらうということはできないですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 高校生に対する補助ということで、中学生は学力向上という大きな目標というものに向かって補助しているというか、助成しているところで、高校生の助成に当たっては、子育て支援とか、そういう意味合いが、家計支援で強くなってくるのかなと考えてございますので、他の町でやってる子育て支援の施策など、トータル的に考えて実施のほうをする、しないというのは、ちょっと明言はできませんが、勉強していきたいとは思ってます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 大学の無償化というのも始まって、機会均等という意味ではなりつつあるかなと思うんですけど、先ほどもお話ししたように、出願資格で2級がないと、というところがあるのも事実。そうすると英検の受験料が高額で受けることができないとか、そういった状況が起きてしまうと、機会均等にすらならなくなってしまうと思うんですね。そういったものも含めて考えていただいて、今回、今、高校生のお話をさせていただきましたけど、小学生も、それから高校生も、町の宝であることには何ら変わらないと思うんですね。そういったところも考えて、例えば高校生であれば進路の選択といった意味で狭まることがないように、町のほうも機会均等、そういったものを目指して、ちょっと考えていただければと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

以前に下野新聞に記事が掲載されたり、あとは上三川町立小中学校の適正規模・配置に向けた基本方針にも書かれておりますが、10年以内をめどに中学校を1校に、15年以内をめどに小学校の再編を実施しますとなっております。そこで学校の統廃合に伴って、まちづくりも密接に関わってくるのではないかと思います、町ではその点についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町の小中学校は、災害発生時の避難所機能や児童を預かる放課後児童クラブ、子供たちをはじめ幅

広い世代のスポーツ活動の場となっているなど、多様な機能を有しております。また、本町においては、小学校区ごとの地域コミュニティを形成してきた経緯があり、小中学校の統廃合は、地域社会への影響を考慮しつつ、学校跡地の活用方法などを含め検討を進めていく必要があると考えております。

小中学校の統廃合により、子供たちにとって望ましい教育環境を整備し、子育て環境を充実させることで、将来にわたり安心して子育てができるまちであり続けるとともに、地域社会そのものがよりよい形となるよう見直す契機としたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは再質問に入らせていただきます。

中学校は一つにするということで決まりでいいのかというのがまず一つと、小学校は今7校ありますが、適正規模の配置というところで、例えば将来的には幾つというのが、もし、答えていただくことが可能であれば、お願いします。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和5年の12月20日に教育委員会を出しました、上三川町立小中学校の適正規模・配置に向けた基本方針の中では、現段階で、中学校は1校、小学校については今後検討していくということで、今のところ、小学校がどうなるかというところは、検討には至っていないような状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 中学校は一つで決まりということでもいいのかなと思うんですけど、小学校はまだという回答になっちゃうかなと思うんですけど、それでは、まず中学校について、既存の校舎をどこかを使うのか、それとも新設するのか。そういった点、何かお考えあれば、お聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 中学校、既存の場所を使うのか、新設するのか、そこにつきましても今後検討していくということになってございまして、現在のところ、白紙の状態というのが現状でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 まだ何もということなんですけれど、本郷中学校が一番古くて築55年、明治中が一番新しく、それでも築45年というところなんですけれど、仮に既存のところをどこか使うと考えたときに、中学校の校舎というのは耐用年数を何年というふうに考えているんですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

通常、鉄筋コンクリートの構造物につきましては、約80年というふうなことで明記されている文献がございます。ただ、そちらについても、いろいろ、他の文献では65年というのもございますので、その辺は各所管課さんと協議をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 脱衣は。

○議長【稲川 洋君】 脱衣ですか。気温が上昇しておりますので、上着の脱衣を許可します。篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今、65年というお話もあったので、例えば本郷中学校、あと10年先と考えると、ほぼほぼ耐用年数迎えちゃうのかなと思うので、そういったもろもろを含めて、どうするのかというのは考えていく必要があるのかなと思います。

それであと、基本方針の中に、望ましい通学時間の基準として、次に入りますけど、中学生の通学時間は自転車で30分ということですが、自転車で30分というのはどの程度の距離を想定されてるのか、お答えいただけますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 自転車で30分以内の通学で距離ということで、3キロから4キロ程度というふうに推測してございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そんなに短くて大丈夫なんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今、徒歩の場合でしたので、10キロ程度というふうに考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 一応、僕が調べた感じだと、大体6キロから8キロぐらいという感じかなと思うんですけど、一番短い6キロで考えたとしても、例えばなんですけど、役場を中心に円を描いてみるとですね、実際書いては見たんですけど、ちょっと見づらいかもしれない。こんな感じになって、後ろにも町の地図があるんですけど、南北が10.5キロ、東西が8.5キロぐらいなので、6キロぐらいの円を描くと、当然、町全体を包含できるような感じで、無理なく30分で一つでも通えるのかなとは思ってるし、そういうところからも整合性はあるのかなと思います。中学生はそんな感じになるかなと思うんですけど、次に、先ほどお答えいただいたように、小学校は徒歩、片道30分以内となりますけど、どの程度の距離とお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 30分ということで2キロ程度というふうに想定しております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、これも、今、七つある小学校それぞれを中心にして2キロの円を描いてみました。そうすると本当にきれいに、これ、本当に見えないと思うんですけど、町を包含するんです、全部。本当に今、適正なんですよね。そうやって考えると。全部町を2キロの円で描くと、当然、重なるとこも出てくるんですけど、ほぼほぼ抜けがなく、本当に申し訳ないんですけど、町長の家のあたりだけが少し抜けてしまってるんですけど、それ以外は本当にきれいに包含してました。今、適正に配置されてる中で、こういった資料で、また更に今後、適正な配置、それから規模というのを考えていくということなんですけど、そういったところを考えると、どうやったら適正な配置という

のは可能になっていくんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 適正な配置ということで、距離的な配置につきましては、今、議員がおっしゃったように、2キロで町をカバーできるということですが、適正な規模という部分を考えてときに、クラス数、児童数ということを考えると、やはり通学距離的な基準は適正なのかもしれませんが、人数的なものについてが、やはりちょっと小規模なのかなというところで、この後考えていきたいというようなことでございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、資料にもあるように、スクールバスというのが必要になってくるかなと思うんですけど、スクールバスをもし、配置するというか、整備するのであれば、個人的な考えとしては、本当に小学校も一つでいいのではないのかなとは思ってます。この根拠として考えたのが、町における年間の出生数と、それから、その子供たちが小学校に入学したときの児童数、そういったものを調べてみると、ほぼほぼ同数になっていたというところが一つあって、例えば平成7年の出生数は345人。その子供たちが小学校に入学した当時が、入学者数が357人。平成25年、これが出生数が264人。小学校に入った入学者数が263人。平成30年は出生数が227人。これ、今年の1年生ですね、小学校の。入学者数は264人。40人近く増えてるんですけど、これに関しては、住宅が開発されたりとかで、いろいろな要因が考えられるかなと思います。

ちなみに去年の出生数169人と伺ってます。平成7年と比べるとほぼ半分。仮に今、小学校って多分35人学級かなと思うんですけど、169人を35人学級で考えると、1学年5クラス、学校全体で考えると30クラス、30学級。その子供たちがずっと上がっていったらの話ですけど、その前の学年は、当然、ちょっと多いかもしれないので、確実な数字とは言えないかもしれませんが、教育長として、1小学校が30クラスというのは、規模としては適正ではないとお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 30クラスというふうに想定したときには、やはり標準的な学級数から考えれば、多いのではないかなというふうに考えています。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、例えば6学年で何学級ぐらいが適正な規模というふうにお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 こちらについては、教育委員会の方針にも示されていると思いますが、小学校については、12学級から18学級というふうに考えております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、そういったお考えというか、資料があるのであれば、小学校の適正な数というのかな、そういうのっておのずと見えてはくと思うんですけど、二つってことになるのかなと思うんですけど、その点はどうお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 適正な数というような、教育委員会の方針として出てるものは、そういった方針ではございますが、やはり学校の人数だけでは、というのは、人数以外の部分も当然ありますので、今後検討してまいりたいなというふうに考えております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、その資料の中にもあるように、小規模特認校は実現が難しいってあるんですけど、それはどういった意味で難しいんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 小規模特認校については、答申のほうでは、実際に宇都宮市立の城山西小学校等を見て、委員の当時の意見が明記されていたかというふうには思うんですけども、上三川町の特色というのを見ると、やはりまずは「全体が平たんなところ」である。それから、自然的な地形等の変化も少ないということで、「各学校での特色が出しにくい」というようなこと。それから、やはり、現段階ではありますけれども、「小規模校が4校」である。小学校であれば7校中4校であるというように、小規模校の割合が非常に高いということになっていますので、仮に特認校として認めたというようなケースがあったとしても、大規模校から移動する、実際に人数というものが4校に分かれてしまうということで、1校当たりの増える可能性、人数が少ないということが想定できるのではないかなというふうに考えています。そのために特認校というものが今回除かれてるというふうには聞いております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今の答弁だと、七つあるうちの四つが小規模校ということでっていうお話なんですけれど、それ全てを特認校にするっていう何か回答なのかなって思っちゃうんですけど、そういう認識でいいんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 特認校のところが、やはりメリットが出しにくいというようなところになるんですが、最初に申し上げました、学校の違いがなくて、要するに特色が出しにくいというようなところが、今回、特認校を除いたものであるというふうに聞いてはおります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今、特色っていうお話があったんですけど、特色を考えるのは、例えば教育委員会であったり、教育総務課であったり、あとは生涯学習課が絡むかどうか分からないですけど、そういったところがまず考えるべきなんじゃないかなと思うんですけど、違いますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 学校の特色というようなものになりますけれども、やはり学校経営というのは、学校の立地の特色を踏まえながら行うものではありますけれども、これは学校長が学校の経営方針というのを決めていますので、学校長によって、本校はこういうような特色を持たせた中でやっというふうなものになっていると思います。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 じゃあ、僕の勉強不足なのかもしれないんですけど、特認校になるためのプロセスとして、そうすると、学校長が「自分の学校を特認校にしたいんです」というふうに申し出るということなんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 特認校としての手続ってというのは、これは教育委員会が当然していくものになるかと思いますが、やはり学校としての特色と教育委員会としての方針がやはり一致していくということが、そこには必要なんではないかというふうに考えております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 であるならば、教育委員会が主導となって、例えば学校長と話を決めてくという流れになるのかなと思うんですけど、もう一度改めてよく考えてもらいたいなど。

あと次に、この資料の中にもあるように、義務教育学校、こちらも、小規模の小学校と中学校が一体化してもメリットが少ないという観点というふうに書いてあるんですけど、これって、中学校3校全残すというのが前提の話なのかなと思っちゃうんですけど、どうなんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 その部分については、今ある中学校を生かした義務教育学校ということで当時議論しておりましたので、今ある中学校を生かして義務教育学校を仮につくったとしても、中学校というのは人数が変わらないので、中学校自体の問題が解決できないというようなところで義務教育学校の選択肢を外したというようなところでございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、統廃合して中学校が一つというのは変わらないというか、考え方としては根底にあるのかなと思うんですけど、であるならば、小学校の適正な規模というのはまた改めて考えていただかなきゃいけないと思うんですけど、義務教育学校にこだわることなく、別に中学校一つ、小学校一つとか、ないし二つとかっていうようなところでもいいのかなと思いますので、もう少し時間をかけて、これからね、まだ時間もあると思うので、いろいろと考えていただきたいと思いますし、また時間を空けて質問させていただきたいと思います。

ちょっとまちづくりのことも聞きたいんですけど、ごめんなさい、時間がないので、次の質問に入らせていただきます。

三つ目の、おくやみ窓口の設置についてお尋ねします。

前回の一般質問の中にも同僚議員からこのような質問があったかと思いますが、特に相続の手続に関しては多岐にわたります。特に一家の大黒柱を失った際には、更に手続が複雑になるように思われます。私自身も年間に数多くの方から相談を受けており、その中にはもちろん上三川町在住の方もいらっしゃいます。たまたまなのかもしれませんが、いろんな課をたらい回しにされたとか、説明を受けたが分からなかったとか、などとおっしゃる方が続いたので、少しでも遺族の方の負担等を減らすために、役場内の手続をワンストップで完結できるような窓口を設置する考えはないのか、お尋ねします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

おくやみ窓口の設置につきましては、御遺族の皆様の負担軽減を目的として、他の自治体で導入が進められていることは承知しております。本町におきましても、死亡に伴う各種手続が多岐にわたることから、御遺族の方の利便性向上を図るため、おくやみ手続の簡素化や案内体制の充実について検討を行ってきたところでございます。本町では既に、住民課総合窓口係において、おくやみに関連する行政手続を一括して御案内しており、必要な手続についての丁寧な説明を行うなど、既存の仕組みの中で可能な限り実施していることから、専用窓口同様の体制は整えられていると考えております。

今後につきましては、手続を1冊にまとめた「おくやみハンドブック」を作成するとともに、ホームページ上で質問に答えていくだけで必要な手続が確認できる「おくやみなび」を今年度中に整備する予定でございます。併せて、書かない窓口を活用した手続案内などのデジタル化を進め、御遺族の皆様の負担を軽減できるよう努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 丁寧な答弁ありがとうございました。今年度中に、例えばハンドブックであったり、あとはネット上である程度進められるというのができるということで、利便性の向上というのはすごく図られるかなと思います。そこでなんですけれど、先ほど町長の答弁にもあったように、窓口一つで全てが完結するというか、先ほど質問にあったように、例えば上下水道課であったりとか、税務課であったりとか、いろんな課を回らなくても済むという認識でいいんですかね。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 おっしゃるとおりで、総合窓口係におきまして、庁舎内で完結できる手続につきましては、そこで申請書等を頂くような形で実施しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、いろんな窓口は回らなくても済むということでいいんですよね。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 基本的には窓口で済むことにはなっておりますが、例えば、その方の状況によって、きちんとした説明が必要な状況だったりした場合には、やはり担当課のほうに回っていただいて、御説明を受けていただくということはしております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今、必要な窓口を回っていただくというお話だったんですけれど、逆に、担当の課の人がそちらに出向いていただくというのはできないんですか。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 現時点で、おくやみに限らずなんですけれども、総合窓口一括で行っている事務につきましては、各課の担当者が窓口のほうに出向いて説明をすることも当然ありますので、ただ、窓口の状況によって回っていただくこともあるということで、基本的には職員が動いて対応するこ

とも多いです。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それを徹底してもらって、できれば、お客さんが回るのではなくて、職員の方が回っていただければと思います。その点徹底していただきたいなと思います。

あとですね、ちなみに、皆さんにお尋ねしますが、食べ物屋さんを探したりとか、いろんなときにグーグルの検索って使うかなと思うんですけど、例えば、「上三川〇〇」とか、「宇都宮〇〇」とかっていうふうに検索をして、いろんなお店を探したりすると思うんですけど、ちなみに上三川の町の役場、ロコミが結構書かれてるというのは御存じですか。どなたでもいいんで答えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 住民課長。

○住民課長【高橋文枝君】 私のほうで以前、そういったお話をお伺いして、拝見したことがございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 もし、まだ見たことがないという方がいらっしゃるのであれば、後で見たいなと思いますけれど、窓口、結局、例えば相続ってなると、やはり、気が滅入ったりとか、そういったときにいろんな手続をしなきゃいけない。そういった中での対応していただく職員さんによって、感じるというのが全く違うというのが、そのロコミを見ていただくとすごくよく分かります。接遇というお話が何度も出てるかと思いますが、そればかりというか、ロコミばかりで影響されてしまっはいけないのかもしれないんですけど、実際に読んでいただくと、正直、今ここでは質問とかけ離れてしまうって言われちゃうかもしれないので言えないですけど、町の人ってすごいよく見てるんだなって思うところがあると思います。その辺り、気をつけていただきたいと思いますし、特に相続の手続なんかでは、町民の方に寄り添った形でサポートをしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。

最後は、中学生の制服の無償化についてになります。新たに入学する新中学1年生を対象に、入学時に購入するであろう制服を無償化にしてはどうでしょうかということですが、町のお考えをお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増淵 忍君 登壇)

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の質問についてお答えをいたします。

中学校の制服については、毎日の服装選びの負担軽減や服装の個人差がないなどのメリットがある反面、保護者の経済的負担が大きいということは認識をしております。制服の費用については、就学支援が必要な家庭においては、就学援助制度によって一部を助成しております。また、学校によっては、PTAの関係者や学校支援の関係者が、卒業後の制服のリユースを実施をしております。本町としましては、今のところ、制服を無償化する考えはございませんが、経済的な援助が必要な御家庭に対しましては、就学援助制度の周知や対象の把握に努め、必要な支援が届くように取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 答弁ありがとうございます。高額になるというのは御存じということで、ちなみに中学校の制服一式そろえると大体どれぐらいの費用になるかというのは御存じですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 制服の値段ということですが、3校あるんで、学校や男子、女子によって若干変わってくるかもしれませんが、ジャケット、スラックス、夏用のスラックス、必要数、シャツなんかそろえると大体、おおむね7万5,000円程度になるかと思われます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今お答えいただいたように、学校によってちょっと差はあるんですけど、僕のほうでも計算させてもらって、男子の場合であれば、長袖のワイシャツと半袖のワイシャツを2枚ずつ、女子であれば、半袖、長袖のブラウス2枚ずつというふうに計算をすると、大体今おっしゃったように、7万3,000円から大体7万8,000円ぐらいになるのかなと。ここにあとジャージ、体操着、あとは絶対じゃなくてもバッグなんていうものを一式そろえると大体10万円を超えてしまうそうです。こういった金額になるんですけど、先ほど就学援助というお話がありましたが、そうではなくて、町にいる中学生全員というのを対象にというのは難しいんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 今の例えば7万5,000円というのを、今年の中学1年生の人数で掛けると、おおむね大体2,000万円前後になってくるかと思われます。現在、給食の無償化の話が出てるとか、いろいろ学校の関係経費がこれから増えていくようなことが予想されますので、今の段階でこれをというのはちょっと難しいんじゃないのかなというふうに考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 教育基本法とかは、教育長、御存じかと思うんですけど、第5条の第4項には、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」としてある。そういうふうに書かれてるのは御存じかと思うんですけど、その一方で、憲法の第26条では、「義務教育はこれを無償とする」、そういうふうに書かれてるのも御存じかと思います。その無償の範囲というのは、授業料に限定されず、教科書とかは今も無償かと思うんですけど、あと一部教材であったりとか。でも、それだけに限らず、学用品など、その他、就学までに必要とする一切の金品を国や地方公共団体が負担すべきであるという広義の解釈、そういったのもできるわけですし、そのような考え方もあるそうですが、教育長はどうお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 無償化についてというようにそこですけども、無償化に取り組むのは、やはり国が取り組むべき施策ではないかなというふうに考えておりまして、自治体間が競争するような状況になるようなものではないほうがいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 国がというふうになると、例えば教育基本法であったり、そういったものを変えないと、まずできないと思うんですね。でも、例えば、こういった町、地方公共団体が手をつけるというのであれば、そこまでのプロセスというのは必要ないかなと思うので、スピード感を持って対応できるんじゃないのかなと思うんですよ。特に今、7万5,000円というお話がありましたけど、それを全額というのではなくて、一部助成であったりというのでもいいのかなと思うんですけど、その点はどうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 一部でも補助ということでございますが、先ほど英検の補助のときもちょっと話させていただきましたが、家計支援、子育て支援というところにつきましては、どういう支援策がいいのかというのは、町の中でトータルで話し合っていくのが適切なのかなというふうに考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、ちょっと視点を変えて、リユースという話があったかと思うんですけど、それはちょっと僕も聞き及んでまして、ボランティアの方が、卒業生から制服を寄附というか、頂いたりとかしてリユースしてるというのは聞いてるんですけど、ここでも、同級生なんで、ちょっと昔を思い出してもらって、僕らが中学生の頃って、ほとんど制服着てなかったと思うんですよ。覚えてますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 個人差はあるかとは思いますが、恐らく今の子供たちよりは着る機会はずっと少なかったんじゃないかとは思いますが。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 御存じのとおり、僕は転校生です。ここに来てびっくりしたのが、ほとんどジャージ、授業中もジャージ、登下校もジャージ、制服を着るのは何とか式というときだけ。入学式、卒業式、始業式、終業式、年に10日着たか、着ないか。式が終わるとすぐにジャージに着替えてというような状況だったと思います。僕らの学年だけが特別だったのか分からないですけど、でも、あの当時、上中は本当にそうだったと思います。それなので、確かにリユースできるかなと思うんですよ。そんなに3年間のうちでも1カ月分が着たか、着ないか。そういった制服であればリユースも可能かなと思うんですけど、現状、今の中学生見てると、登下校も制服、授業も制服というようには聞き及んでます。そういった中で3年間使ったものが本当にリユース可能なかどうかというのは、ちょっとどうなんだろうというのが疑問にあると思うんですけど、その点はどうか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 リユースのものについてですけども、個体差は当然あるんじゃないかなというふうには思いますけれども、私が見る限りでは、クリーニングをかけていただいた、丁寧に扱っていたものですので、それほど違和感のあるものではないんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 であるならば、リユースのものはそれなりに使えるものというふうに認識してもいいんですかね。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 使えるものというふうに認識してもよろしいのではないかなというふうには思います。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ここで町長に一つ。今、こういった中で、制服が大体7万5,000円ぐらいかかるというのを分かっていたかと思うんですけど、この金額を聞いて町長はどう思いますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 どう思いますかという、議員の、ちょっともう一度、質問をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 具体的に。

○6番【篠塚啓一君】 高いと思われるのか、それとも妥当というふうに思われるのか、それとも安いんじゃないというふうに思われるのかというのが聞きたいところなんですけれど、当然、町長にもお子さんがいらっしゃるって、中学校に入学したりというのもあったかと思うんですね。でも、その当時、例えば家計って大体奥さんが握ってるもので、制服が幾らとか、そういったものって多分知らなかった。もし、知ってたらというところなんですけれど、そういったもろもろを踏まえて、今現状、7万5,000円ぐらいかかる、ジャージとかも含めれば10万円を超えてしまうというところで、それが妥当なのか、それとも高いというふうに考えられるか、安いのか。その辺りを、本当に私見で結構なので、お答えいただけますか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 仮に制服がないとすると、私服で自分で購入したものを、3年間登校するとなるとですね、やはりそれなりの金額がかかってくると思います。ですので、そういった面からすると、7万5,000円というのは、3年間、私服を買い続けたと比較すると、そっちからすると安いかもしれません。ただ、3年間もたせるものですから、学校で供給してるものも非常に丈夫な、品質の高いものだというふうに思います。そういったもので3年間着るということになれば、今の、特に制服が高価なものとかですね、そういったものじゃなくて、物自体の金額は妥当なものだというふうに思います。ただ、家計の面から見ると、一度に7万円、10万円という出費が出るので、そこに対する家計では、厳しいものがあるっていうのは承知しております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 本当に丁寧な答弁ありがとうございます。今、本当に町長がおっしゃったように、制服って、そういった意味ではすごくマルチなものというか、3年間、私服をということを考えれば、制服というのはあってしかるべきものだとは思うんですよ。今、本当に、まさにおっしゃったとおりで、例えば制服だけで見ても7万円以上、ジャージとか、それ以外のものを含めれば10万円以上かかってしまうので、それを1回に、それが3年間に例えば月額幾らずつというんだったら、全然負担感は違うと思うんですけど、そういったわけにはいけないと思うので、ぜひ、町民の方というか、そういった方たちの家計の負担というのを少しでも軽減できるように、何か策を講じていただくというのは、

町長、可能ですか。

○議長【稲川 洋君】 町長。

○町長【星野光利君】 学校のことですので、まず、教育長、教育委員会とよく相談をしなきゃならないというふうに思います。先ほど教育委員会のほうからお話がありましたように、学校の給食費なども高騰していて、子育て支援という面から、生徒、児童にどういうふうな支援ができるかというのは、多角的に検討する必要があると思いますので、制服のみならずですね、子育て支援には、学校側、教育委員会、そして子ども家庭課、町長部局のほうでも、綿密に連携して協議していきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ぜひ前向きに検討していただけるようお願いして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 6番・篠塚啓一君の質問が終わりました。

○議長【稲川 洋君】 一般質問につきまして、これをもって終わります。

本日はこれで散会いたします。

なお、明日4日は休会とし、5日は午前9時より常任委員会審査を行います。お疲れさまでした。

午前11時55分 散会